



令和8年度(2026年度)越谷市自立支援団体助成事業 募集要項

事業概要

男女共同参画社会の実現のため、越谷市自立支援団体助成事業実施要綱の規定に基づき、自立支援施設において自立支援事業を行う市民団体等に対し、事業費の一部を助成するなどの支援を行います。

助成団体が実施すべき事業

助成団体は次のすべての事業を実施するものとします。

1 講座等開催事業

施設を活用した地域交流の場の提供や女性の自立支援に関する各種講座等を開催する事業

<例>

- ・地域住民向けに男女共同参画に関する情報や行政情報の提供
- ・スキルアップに関する講座の開催
- ・女性の自立を支援するボランティアを養成する講座の開催

2 自立サポート事業

女性の自立に関する相談、カウンセリング(宿泊を伴うものを含む)を行い、必要な支援等に連携する事業

<宿泊カウンセリング例>

- ・精神的に不安定となっている場合で、宿泊カウンセリングを受けることで、ゆっくりと今後の方向性を考える必要性がある場合など

3 企画提案事業

市民団体等が企画・提案をし、女性の自立支援に寄与すると認められる事業(講座等開催事業を除く)

※採択の有無等については、選考結果と併せて通知する

助成期間

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

対象となる団体

次の要件をすべて満たす団体とします。

- 1 営利、宗教、政治活動を目的としないNPO法人その他の団体(法人格のない団体を含む)
- 2 主に男女共同参画に関する活動を行う団体、または各種活動を通じて男女共同参画に関する取組を行う団体
- 3 規約、会則など組織運営に関する規程を有する団体
- 4 暴力団またはその構成員の統制下にある団体でないこと
- 5 公序良俗に反しない団体であること

助成内容

- 1 助成金額(上限350万円を予定)
 - (1) 対象経費は、事業実施に直接要する経費のうち、人件費及び事務費とする。
 - (2) 助成金額は予算の範囲内で市長が定める。
- 2 その他
 - (1) 市が所有する自立支援施設の無償貸与(詳細は別紙のとおり)
 - (2) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」セミナールームの使用料免除(本事業での利用に限る)
 - (3) 事業実施に係る広報の協力

留意事項

事業実施にあたっては市が別途実施する相談事業(女性・DV相談)と連携を図るため、次に掲げる条件を満たす必要があります。

- 1 市との連携体制の整備
 - (1) 連携を図るための人員体制を整えること。
 - (2) 連携を図るための連絡体制を整えること。
- 2 カウンセリングにおける資格・経験等
カウンセリングの実施は、必要な知識と経験を有する次に該当する者が対応すること。
 - (1) 公認心理師、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者
 - (2) 国、地方公共団体等において、DV相談及び女性相談について3年以上の実務経験を有する者
- 3 宿泊カウンセリング
 - (1) 必要に応じてカウンセラー等が付き添うこと(宿泊含む)。
 - (2) 突発的なケースについて市の求めに随時対応できるようにすること。
 - (3) 実施にあたっては、その都度、あらかじめ市に連絡すること。
 - (4) 年間24泊程度を見込むこと。

申請期間

令和8年(2026年)2月2日(月)8時30分～2月13日(金)17時15分

申請方法

- 1 申請書は、越谷市公式ホームページよりダウンロード又は人権・男女共同参画推進課で配布します。
- 2 申請書に必要書類を添付し、電子申請又は下記担当まで直接持参(郵送、メール等不可)
※提出された申請書類は返却しません。
※申請後、内容について照会することがありますので、必ず写しを保管してください。

申請手続き

以下の書類を提出してください(各1部)。

- ・自立支援団体助成事業応募申請書(様式1)
- ・団体概要(様式2)
- ・事業計画書(様式3)
- ・事業収支予算書(様式4)
- ・団体の活動実績書(直近のもの)
- ・団体の収支決算書(直近のもの)
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の役員名簿

※その他必要に応じて追加資料の提出を求めています。

申請書ダウンロード及び
電子申請



助成団体の決定

- 1 書類審査により助成団体(1団体)を決定します。
- 2 審査結果は、令和8年(2026年)3月中旬までに文書で通知します。
※ 各助成団体の事業内容については、必要に応じて調整する場合があります。

助成金の交付

- 1 助成金の交付申請
助成金交付申請書及び添付書類を市に提出します。(3月下旬)
- 2 助成金の交付決定
申請額のうち、適当と認める金額を交付金額として決定し、助成団体に通知します。(4月上旬)
- 3 助成金の交付(概算払)
交付金額の決定後、助成団体の請求に基づき、助成金を概算払で交付します。(4月下旬)
- 4 実績報告・交付額の確定
 - (1) 助成事業の状況報告
随時、事業実施の状況や予定について、市に書面で報告します。
 - (2) 実績報告
令和9年(2027年)3月31日までに、市に助成事業の実績報告を行います。この際、各経費の根拠書類(領収書等の原本)を添付してください。
 - (3) 助成金交付額の確定
実績報告に基づき、助成金交付額を確定し、助成団体に通知します。
この際、概算払の額が確定額を超えている場合は、当該超過金額を市に返納していただきます。

【申請・問合せ】越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課（市役所第3庁舎3階）
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 TEL 048-963-9113（直）
※土日祝日を除く8時30分～17時15分